

新型コロナウイルス感染症予防接種 協力医療機関

今年度からは、65歳以上の方または60歳以上65歳未満の方（心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能の障害またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する方に限ります。）が公費接種の対象となります。対象者には9月下旬ごろに予診票を送付いたしますので、ご確認ください。1回の接種につき、**2,000円**の自己負担が発生します。原則として1回の接種となりますが、今回初めてコロナワクチンを接種する場合は、2回目の接種も必要となります。医療機関から2回目の接種を行うよう説明された場合は、接種済み証及び本人確認書類を持って健康推進課（つがる市民健康づくりセンター）までお越しください。

予約の際は、電話番号をよく確認し、お掛け間違いのないようお願いいたします。

医療機関名	接種受付期間	受付時間	備 考
誠仁会尾野病院 ☎42-2133	12月16日(月)～ 令和7年1月15日(水)	13時半～14時	9月2日(月)から予約受付 月曜日～木曜日 接種時間は14時から
みやしげ内科クリニック ☎49-1123	令和7年1月7日(火)～ 1月30日(木)	15時～16時	12月10日(火)から予約受付（事前 予約制） 月曜日～木曜日のみ実施
ファミリー クリニック☆希望	10月2日(水)～ 令和7年1月31日(金)	予約方法は未定 今シーズンは、かかりつけの方を優先して実施	

【問い合わせ先】健康推進課（市民健康づくりセンター内） 電話23-4311

こんにちは！ 地域おこし協力隊です

市に移住し、ヨソモノ・ワカモノの斬新な視点で
地域おこしに取り組む隊員たちが、市の魅力や日々
の活動などを報告します。

成田 邦治 隊員

メロンスイカフェスティバル
スイカ早食い競争2年連続2位 クーニヤン

こんにちは！昨年、愛知県名古屋より米農家を目指してやって参りましたクーニヤン（本名…成田 邦治）です。

右も左もわからないつがる市に移住して早1年。米農家を目指す者として確信を持って解ったことがあります。それは僕の農業知識・経験不足です。

その欠点を埋めるために本年取り組んでいるのが複数のお米農家さんの元で研修をするという、欲張りプラン。お米作りは農家さんによって場所も違えば面積も違う。作り方が違えば考え方も違います。どの農家さんの作り方が我々夫婦に合うのか検討もつきません。であれば、たくさん農家さんの生産方法を見て、たくさん農家の経験を学び、たくさん農家さんに質問して、たくさん農家の知識を得たい。そんな思いで複数農家さんの元で研修をさせていただいております。研修先農家さんには多大なお時間を私どもに割いて頂いておりますので本当に感謝しています。

農業研修と共に力を入れているのがつがる市のPR。農閑期には東京・名古屋へ行ってつがる市産米2合を配布したり、つがる市は農業研修の地として最高の場所だとPRして参りました。PRする上で大事になるのは、自分自身がどれだけつがる市で充実した時間を送れているか!?だと考えていますので、農業

研修と同等にお祭りやイベントへの積極的参加を心がけています。

昨年には比べ、本当にたくさんの方にこの前、草刈りしてるの見たよー！などとお声を掛けていただく機会も増えました。時には冷たい飲み物やおやつを差し入れて頂いたりもします。間違いなくつがる市は新規就農の地として最高の場所だと確信しています。

しかし、我々夫婦はつがる市に農業研修をするために移住したわけではありません。プロの米農家として就農するために移住して参りました。とにかく今は農業の知識や経験を増やしていきたい【今後の就農農地の問題】も解決させていきたいです。（来年2町歩クラスのお田んぼの研修地を募集しております。ご連絡は農林水産課中野さんまでお願いします。）

さあ今年も張り切って稲刈りを楽しんでいきたいと思えます！



メロンスイカフェスでスイカ早食い競争での私(左)と優勝者との白熱した様子

令和6年10月分から児童手当制度が一部改正されます

	改正前	改正後
支給対象	0歳～中学校修了まで (15歳到達後の最初の年度末まで)	0歳～高校生年代まで (18歳到達後の最初の年度末まで)
所得制限	あり	なし
支給月額 (児童一人当たり)	・3歳未満：一律15,000円 ・3歳～小学校修了前 第1, 2子：10,000円 第3子以降：15,000円 ・中学生：一律10,000円 ・特例給付：一律5,000円	・3歳未満 第1, 2子：15,000円 第3子以降：30,000円 ・3歳～高校生年代 第1, 2子：10,000円 第3子以降：30,000円
多子加算対象	高校生年代の児童から第一子とする	大学生年代の子で受給者が経済的負担をしている児童から第一子とする
支払時期	2月、6月、10月(年3回)の12日 ※各支給月の前月までの4カ月分を支給	偶数月(年6回)の12日 ※各支給月の前月までの2カ月分を支給

※支給日が土・日・祝日の場合はその前の平日が支給日となります。

次に当てはまる方は変更の手続きが必要になりますので、10月18日(金)までに必要書類を添えて子育て健康課へご提出ください。(※公務員の方で職場から児童手当を受給している方は勤務先へご確認ください。)

- ①中学生以下の児童を養育しておらず高校生年代以上の児童を養育している方
- ②所得制限で児童手当を受給できていなかった方
- ③現在児童手当・特例給付をつがる市から受給していて、算定対象児童に登録されていない高校生年代の児童を養育している方
- ④現在児童手当・特例給付を受給しており、大学生年代の子(受給者の経済的負担あり)を含めて3人以上の子を養育している方

必要書類

- ・認定請求書(①、②)※
- ・額定請求書(③、④)※
- ・監護相当・生計費の負担についての確認書(大学生年代の子を養育している方)※
- ・マイナンバー(受給者、配偶者)がわかるもの(認定請求書を提出する方のみ)
- ・振込先口座(受給者のもの)がわかるもの(認定請求書を提出する方のみ)
- ・別居監護申立書(受給者又は配偶者と児童が別居している方)※
- ・マイナンバー(子)がわかるもの(別居監護申立書を提出する方のみ)

※は子育て健康課・稲垣出張所・車力出張所窓口のほか、市ホームページ(QRコード)からもダウンロードできます。手続きの要否を確認するためのフローチャートを市ホームページ(QRコード)に掲載していますのでご活用ください。

【問い合わせ先】子育て健康課 電話42-2111(内線314)



広 告

人 と 街 の 夢 に ア ク セ ス



A-BITS

株式会社 エービットツ
<http://www.a-bits.co.jp/>

